

第六十六條の表中

第五十條第三項	免許を拒否し、又は保留しようとする場合においては、	免許を拒否し、又は保留しようとする場合においては、
第五十條第五項	当該試験に合格した者	当該許可を申請した者
第一項		第六十五條第二項

を

第五十條第三項	免許を拒否し、又は保留しようとする場合においては、 当該試験に合格した者	許可を拒否しようとする場合においては、 当該許可を申請した者
第五十條第五項	第一項	第六十五條第二項

訂正する。

第七十二條第一号中「第四十四條第一項、第四十五條」を「第四十四條第一項」に訂正する。

運輸甲 二八

昭和二十八年九月二十八日  
二十八年九月二十六日  
二十八年九月二十八日

518

昭和二十八年九月二十四日

内閣官房長官  
内閣官房副長官

内閣事務官

内閣総理大臣

法制局長官

緒方 國務大臣

方

大達 國務大臣

方

石井 國務大臣

方

安藤 國務大臣

方

犬養 國務大臣

共

山県 國務大臣

共

塚田 國務大臣

共

大野 國務大臣

共

岡崎 國務大臣

方

保利 國務大臣

方

小坂 國務大臣

方

大塚 國務大臣

方

小室 國務大臣

岡野 國務大臣

戸塚 國務大臣

木村 國務大臣

方

別紙運輸大臣請議通運事業法施行令等の一部を改正する政令案



を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

政令案

通運事業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十八年九月二十八日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り

法制局(運)第四八号  
昭和二十八年九月二十二日

交渉責任者 自動車局総務課 山上事務官 (電話 一〇五七番)

自總ヲ四三四号

昭和二十八年九月二十二日

運輸大臣 石井光次郎

内閣総理大臣

吉田茂 殿

道路運送法の一部を改正する法律の施行に伴う等のため、通運事業法施行令等の一部を改正する政令を制定する必要があるから、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求めらる。



運輸甲一六八

政令第三十三号

通運事業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第三十六条、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二百二十二条、道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）第二十条、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第三項及び運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）第十七条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 通運事業法施行令（昭和二十五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第二号中「一取扱駅のみについて」を削る。
- 第一条第三号を次のように改める。
- 三 法第七条第一項の規定により行う認可であつて、第一号の規定により運輸省令で定める取扱駅のみにおける通運事業（以下「甲事業」という。）は、法第二条第一項第三号及び同項第四号の通運



のみを行う通運事業（以下「乙事業」という。）又は前号の免許に係る通運事業（以下「丙事業」という。）の譲渡及び譲受に関するもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに譲渡及び譲受の目的となつてゐる場合における認可を除く。）

第一条第四号を次のように改める。

四 法第七条第二項の規定により行う認可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業を経営する法人の合併（甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業を経営する法人に係るものを除く。）に関するもの

第一条第八号から第十一号までを次のように改める。

八 法第十一条の規定により行う事業の廃止に関する許可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに廃止の目的となつてゐる場合における許可を除く。）

九 法第十四条の規定による処分であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とに關して、ともに処分を行う場合における処分を除く。）

十 法第十五条の規定により行う指定

十一 法第二十条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により行う認可であつて、期間を限定して行う特定の取扱物品についての運賃又は料金の変更に關するもの（次号に規定するものを除く。）

第一条第十一号の次に次の三号を加える。

十二 法第二十条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により行う認可であつて、乙事業又は丙事業の運賃又は料金に關するもの

十三 法第二十一条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により行う認可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係



るもの（甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款とについて、ともに認可を行う場合における認可を除く。）

十四 法第二十六条の規定により行う命令（法第二十七条において準用する場合を含む。）であつて、左に掲げるもの

イ 事業計画の変更に関するもの

ロ 運賃又は料金の変更に関するもの（乙事業、及び丙事業以外の通運事業の運賃又は料金の変更に関するものにあつては、期間を限定して行う特定の取扱物品についての運賃又は料金に係るものに限る。）

ハ 通運約款の変更に関するものであつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款とについて、ともに変更を命ずる場合における命令を除く。）

第二条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を

次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（自動車運送事業に関する職権の委任）

第四条 法第二章及び法第三章に規定する運輸大臣の職権（国において経営する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものを除く。）であつて、左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

一 法第七条第一項に規定する確認

二 法第七条第二項の規定による運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長

三 法第八条第一項の規定による運賃又は料金（郵便物の運送料金を除く。）の設定又は変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更のうち運行系統の変更又は停留所の新設、廃止若しくは位置の変更に伴う運賃の設定又は変更に関するもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の料金の設定又は変更に関する



もの

- ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更であつて、定期旅客その他の特殊の旅客又は特殊の区域についての割増又は割引の率の変更に関するもの（イに掲げるものを除く。）
- ニ 一般路線貨物自動車運送事業の運賃又は料金の変更の認可であつて、発地及び着地を特定して運送する特定の種類の貨物についての運賃又は料金の変更（期間を限定して行うものに限る。）に関するもの
- 四 法第十一条第一項に規定する運賃及び料金の收受の猶予期間に關する許可
- 五 法第十二条第一項の規定による運送約款の設定又は変更の認可
- 六 法第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可であつて、左に掲げるもの
  - イ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの
  - ロ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの

- ハ 一年を通じ継続して運輸をするものでないときの運輸をする期間の変更に関するもの
- ニ 一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの
- ホ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの
- 七 法第十九条第二項の規定による事業計画に定める業務の確保に關する命令
- 八 法第二十四条の二第一項第二号の許可
- 九 法第二十四条の二第二項第四号の許可
- 十 法第三十二条第四項の規定による命令
- 十一 法第三十四条第一項の規定による命令
- 十二 法第四十三条の規定による輸送施設の使用の停止の命令
- 十三 輸送施設の使用の停止の命令をした場合における法第四十三条の二第一項の規定による命令



二 法第三十七條第一項の規定による事業用自動車の貸渡の許可

三 法第四十一條第一項の規定による事業の休止の許可

3 法第四十三條の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

第七條に次の一項を加える。

3 法第百二條第三項において準用する法第四十三條の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

第三條 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 法第十八條第一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する一般自動車運送事業及び通運事業法施行令（昭和二十五年政令第十七号）第一條第九号の規定により陸運局長が免許の取消

の権限を有する事業に関するものは、陸運局長に委任する。

第四條 運輸省組織令（昭和二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第六号を第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 自動車事故による損害賠償の保障に関すること。

第五十七條第十四号中「道路運送審議会」を「自動車運送協議会」に改める。

第五條 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令（昭和二十六年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令

第一條中「、又は道路運送法第百十七條第二項の規定により道路運



十四 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対し、て法第四十六条の規定により行う自動車運送事業の種類及び事業区域の指定

十五 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

十六 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長

十七 専用自動車道の工事の着手の届出の受理

十八 次項各号に掲げる事項であつて、二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第四百十三号）附則第三項の事務所をいう。）の管轄区域にわたる事項に関するもの

十九 一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定自動車運送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規

定する事項以外のもの（これらの事業と一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業とが、ともに譲渡及び譲受の目的となつている場合における譲渡及び譲受の認可並びに一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業を經營する法人に係る合併の認可を除く。）

二十 法第四条第四項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規定する事項以外のもの

二十一 法第二章に規定する運輸大臣の職権（国において經營する自動車運送事業に係るものを除く。）であつて、左に掲げるもの（前項第十八号に掲げるものを除く。）は、都道府県知事に委任する。

一 法第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可（前項第六号に掲げるもの及び専用自動車道に関するものを除く。）又は

二 同条第三項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理



送審議会に」を削る。

附 則

この政令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

運輸大臣  
内閣総理大臣

理 由

道路運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百六十八号）の施行に伴い、並びに通運事業法、道路運送法及び道路交通事業抵当法の円滑な施行を図るため、これらの法律の規定による運輸大臣又は陸運局長の職権の一部を陸運局長又は都道府県知事に委任する等の必要があるからである。



通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を  
改正する政令案の引用条文及び参照条文

運輸省自動車局



目次

一	通運事業法	抄	(	1	)
二	通運事業法	抄	(	6	)
三	道路運送法	抄	(	9	)
四	道路運送法施行令	抄	(	25	)
五	道路運送法施行規則	抄	(	29	)
六	道路交通事業抵当法	抄	(	33	)
七	道路交通事業抵当法施行令	抄	(	33	)
八	国家行政組織法	抄	(	33	)
九	運輸省設置法	抄	(	34	)
十	運輸省組織令	抄	(	34	)
十一	運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求めらるる関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令	抄	(	35	)
十二	地方自治法	抄	(	36	)

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を改正する政令各条の引用条文及び参照条文

一 通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）抄

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律で、「通運」とは、他人の需要に応じてする左に掲げる行為をいう。

一 自己の名をもってする鉄道（軌道及び日本国有鉄道の至営する航路を含む。以下同じ。）による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二 鉄道により運送される物品の他人の名をもってする鉄道への託送又は鉄道からの受取

取

三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達（海上におけるものを除く。）

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車両（日本国有鉄道の至営する航路の船舶を含む）



五。一への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

二 この法律で、「通運事業」とは、営利を目的としないことを問わず、通運を行う

事業（国の行う郵便の事業を除く。）をいう。

## 第二章 通運事業

（事業の譲渡及び譲渡の認可等）

第七條 通運事業の譲渡及び譲渡は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但

し、通運事業を営する法人と通運事業を営しない法人が合併する場合において、通運事

業を営する法人が存続するときは、この限りでない。

（事業の休止及び廃止）

第十一條 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、

運輸大臣の許可を受けなければならない。

二

二 運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなければならない。

（事業の休止及び免許の取消）

第十四條 運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第四條第三項の規定による業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けたる事項を実施しないとき。

（貨物自動車運送事業者の特則）

第十五條 道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）第十九條に規定する貨物自動車運送事

業の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駅を指定したときは、第四條第一項、第九條、第十

條、第十四條、第十五條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十六條及び第二

七條の規定の適用については、第二條第一項第三号の行為を行う事業について通運事業の免



許を受けたる者とみなす。

(運賃及び料金)

第二十条 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な運営の下における適正な原価を償ひ、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種別について定額をもちて明確に定められなければならない。

(通運約款)

第二十一条 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(事業改善の命令)

第二十六条 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることが出来る。

一 事業計画を変更すること。

二 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

第二十七条 ヤ二十条からヤ二十二条まで及び前条の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務



について準用する。

### 第四章 雜則

(取権の委任)

第三十六條 この法律に規定する運輸大臣の取権の一部であつて政令で定めるものは、陸運の長が行う。

### 二 通運事業法施行令(昭和二十二年政令第十七号)抄

第一條 通運事業法(以下「法」という。)に規定する運輸大臣の取権で左に掲げるものは、陸

運の長が行う。

- 一 法第四條の規定により行う免許であつて、貨物発着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運又は法第二条第一項第三号及び同項第四号の通運のみの通運に関するもの

二 法第四條の規定により行う免許であつて、一 取扱駅のみについて荷主、取扱物品の種類及び作業場所を限定して行うもの

三 法第七条第一項の規定により行う認可であつて、第一号の規定により運輸省令で定める取扱駅における通運事業、法第二条第一項第三号及び同項第四号の通運のみを行う通運事業又は前号の規定により陸運の長が行う法第四条の免許を受けた者の当該免許に係る通運事業の譲渡及び譲受に関するもの

四 法第七条第二項の規定により行う認可であつて、第一号又は第二号の規定により陸運の長が行う法第四条の免許を受けた法人の合併(運輸大臣が自ら行う法第四条の免許を受けている法人が合併により消滅する場合の合併を除く)に関するもの

五 法第八条、法十二条又は法第十三条の規定により行う認可

六 法第十条の規定により行う許可であつて、貨物発着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運に関するもの

七 法十一条の規定により行う許可であつて、事業の休止に関するもの



八 法々十一條の規定により行う事業の廃止に関する許可、又は法々二十一條（法々二十七條において準用する場合を含む。）の規定により行う認可であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運局長が行うヤ四條の免許を受けた者の当該免許に係るもの

九 法々十四條の規定による処分であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運局長が行う法々四條の免許を受けた者の当該免許又は事業に係るもの

十 法々十五條の規定により行う指定

十一 法々二十六條（法々二十七條において準用する場合を含む。）の規定により行う命令（運賃又は料金の変更に係るものを除く。）であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運局長が行う法々四條の免許を受けた者の当該事業に係るもの

### 三 道路運送法（昭和三十六年法律第百六十三号）抄 第二章 自動車運送事業

（種類）

第三条 自動車運送事業は、一般自動車運送事業及び特定自動車運送事業とする。

一 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般自動車運送事業）

二 一般貨物旅客自動車運送事業（旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの）

三 一般乗用旅客自動車運送事業（一社の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業）

四 一般路線貨物自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により積合貨物を運



送する一般自動車運送事業)

五 一般区域貨物自動車運送事業(貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの)

六 一般小型貨物自動車運送事業(最大積載量が運輸省令で定めるトン数以下の自動車のみにより貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前四号の自動車運送事業以外のもの)

三 特定自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客又は貨物を運送する自動車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

一 特定旅客自動車運送事業(一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業)

二 特定貨物自動車運送事業(一定の範囲の貨物を運送する特定自動車運送事業)

(免許)

第四条 自動車運送事業を営もうとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

102 自動車運送事業の免許は、路線又は事業区域並びに前条第二項各号及び第三項各号に掲げ

る自動車運送事業の種類について行う。

三 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

四 一時的な需要のための自動車運送事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

(運輸開始)

第七条 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期日又は期間内に、且つ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行うことができることについて運輸大臣の確認を受け、運輸を開始しなければならない。

天災その他やむを得ない事由により、前項の期日又は期間内に運輸を開始することができ、  
いときは、運輸大臣は、申請により、期日を延期し、又は期間を延長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八条 自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。



2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 能率的な運営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。  
二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。  
三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

四 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

五 運賃及び料金が対距離利による場合であつて、運輸大臣がその算定の基礎となる距離を定めるときは、これによるものであること。

3 第一項の運賃及び料金は、確定額をもつて定められなければならない。但し、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の自動車運送事業のうち運輸大臣の指定する種別については、最高額及び最低額をもつてこれに代えることができる。

(事業計画の変更)

第十八条 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、営業所の名称その他運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 自動車運送事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十九条 自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

13 (路線により運送する貨物の集貨及び配達)



第二十三條 一般路線貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般路線貨物自動車運送事業者」といふ)は、第四條の規定にかかわらず、その者が路線により運送する貨物を自動車を使用して集貨し、及び配達することが出来る。

(禁止行為)

第二十四條 事業区域を定める自動車運送事業を営業者は、発地及び着地のいずれもかその事業区域外に存する旅客又は貨物の運送をしてはならない。

第二十四條の二 一般貨切旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般貨切旅客自動車運送事業者」といふ)は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

2 一般区域貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般区域貨物自動車運送事業者」といふ)又は一般小型貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者

し」といふ)は、左の場合を除き、積合貨物の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般路線貨物自動車運送事業者又は鉄道により運送される貨物の集貨又は配達のためにするとき。

三 多数の貨物の集配する場所に發着する貨物の運送であつて、運輸省令で定めるものを行うとき。

四 一般路線貨物自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

(事業改善の命令)

第三十二條 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるようは、競争をしてはならない。

3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。







立し小石法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第四十一条 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

一 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあるとき認められる場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

二 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

三 前二項の規定は、道路又は橋りよりの損壊その他正当な事由に基く事業の休止又は廃止については、適用しない。

四 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を管轄所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

18 (免許の取消等)

第三十条 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第一号ニ第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

四 第一号ニ 運輸大臣は、前条の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じ、又は当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずした上、その自動車検査証について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができ、

五 前条は、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したとき



の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録

の返付しなればならない。

この自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り  
、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならぬ。

(運送業者の特例)

六、 自動車を使用して通運事業を営むことの免許を受けた者又は通運事業法(昭  
和四十年法律第二百四十一号)第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可  
を受けた者は、~~第四條一項、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十四條の二、第二項~~  
~~第二十五條、第三十條、第三十三條一項、第四項及び第二項から第五項まで、第三十六條~~  
~~第三十七條、第四十三條及び第四十三條の二の規定の適用については、運輸大臣の指定す~~  
~~る種別及び事業区域について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者と~~  
~~みなす。~~

(適用除外)

第七十九條 国においてを営する自動車運送事業及び自動車運送事業には、~~第四條から第七條~~

で、~~第十二條、第十八條(重要事項に係る事業計画の変更であつて運輸省令で定めるもの~~  
~~を除く)、第十九條、第二項、第二十條、第二十一條、第三十一條、第三十二條、第四項及び~~  
~~第五項、第三十三條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第四十三條の二、第四十六~~  
~~條から第五十條まで、第五十二條、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十三條、~~  
~~第六十七條、第七十條、七十二條(九條並びに第四十一條、第二項、第二項及び第五項の~~  
~~規定の準用に関する部分を除く)、七十五條(五十一條、五十三條、六十八條、六~~  
~~十九條、七十三條及び七十四條の規定の準用に関する部分を除く。)~~及び~~百二十三條の~~  
~~規定を適用しない。~~

二 国においてを営する自動車運送事業及び自動車運送事業について適用される規定中「免許」  
、「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

第七十條 自家用自動車の使用

(共同使用の許可)  
第七十條 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ



2 運輸大臣は、自家用自動車の共同使用の態様が自動車運送事業の至営に類似していると思われる場合を除く外、前項の許可をしなければならぬ。

使用の制限及び禁止)

第百二条 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

一 第百条の免許を受けずして、自家用自動車を使用して自動車運送事業を至営したとき。

二 第百条の許可を受けずして、自家用自動車を共同の使用に供したとき。

三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき（前条第一項但書の場合を除く。）

四 前条第二項の許可を受けずして、有償で自家用自動車を貸し渡したとき。

2 第百三十二条第五項の規定は、運輸大臣が前項の行為をしようとする場合について準用する。

3 第百四十三条の二の規定は、運輸大臣が第一項の規定により自家用自動車の使用を禁止した場合について準用する。

## 第八章 自動車運送協議会

### (自動車運送協議会)

第百三条 自動車運送協議会は、陸運高ごとに、これを置く。

2 自動車運送協議会は、陸運高長の諮問に応じて、自動車運送につき、左に掲げる事項に関する基本的の方針を調査審議する。

一 一定の区域における適正な供給輸送力の策定その他輸送の需要と供給との調整に関すること。

二 輸送施設の改善に関すること。

三 運賃及び料金の基準に関すること。

四 従業員の服務及び養成に関すること。

3 陸運高長は、前項の規定により自動車運送協議会の答申を受けたときは、その所掌事務の遂行上、これを尊重しなければならない。

23 4 自動車運送協議会は、第二項の事項に関し必要と認めるときは、関係行政庁に建議すること



ができる。

自動車運送協議会は、自動車運送に関する苦情について調査し、陸運局長に意見を述べることが出来る。

### 第九章 雑則

(恥権の委任等)

第二十二條 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の恥権の一部は、政令で定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号の定める下級の行政庁に委任することができる。

- 一 第二章、第四章、第五章及び第七章に規定する恥権については陸運局長又は都道府県知事

二 第三章に規定する恥権については、陸運局長又は陸運局長及び都道府県知事

第三十四條の二に規定する陸運局長の恥権は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

## 四 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)抄

### 第二章 恥権の委任

(自動車運送事業に関する恥権の委任)

第四條 法第二章及び第三章に規定する運輸大臣の恥権(国において至當する自動車運送事業及び専用自動車運送に係るものを除く。)で左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

- 一 運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長
- 二 運賃及び料金の收受の猶予期間の許可
- 三 運送約款の設定又は変更の認可
- 四 事業計画の変更で左に掲げるものの認可

イ 主たる事務所的位置の変更

ロ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ハ 事業用自動車の種別の変更



ニ 一年を通じ継続して運輸をするものでないときの運輸をする期間の変更

ホ 一般旅客自動車運送事業の停留所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ヘ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ト 通運事業法（昭和二十四年法律ヲ二百四十一号）ヲ十五条の規定により取換の件を受けとる者が主として鉄道（軌道及び日本国有鉄道の全営する幹路を含む。）により運輸を受けとる貨物の集貨配達に使用すべき自動車の数の変更

- 五 事業計画に定める業務の確保に関する命令
- 六 法ヲ二十三條の規定による事業区域の指定
- 七 法ヲ三十二條及四項の規定による命令
- 八 法ヲ三十四條及一項の規定による命令
- 九 自動車を用いて通運事業を営むることの免許を受けとる者又は通運事業法（昭和二十四年法律ヲ二百四十一号）の規定により認められたる自動車を使用することの認可を受けとる者に対して法ヲ四十五條の規定により行ふ自動車運送事業の種類及び事業区域の指定

- 十 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長
  - 十一 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長
  - 十二 専用自動車道の工事の着手の届出の受理
  - 十三 一般旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業（靈柩の運送に限定するものに限る。）、一般小型貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの
  - 十四 法ヲ四條及四項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの
  - 十五 次項に規定する事項で二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律ヲ百四十三号）附則ヲ三項の事項をいう。）の管轄区域にわたるもの
- 第二章に規定する運輸大臣の取権（国において全営する自動車運送事業及び専用自動車道に関するものを除く。）で左に掲げるもののうち前項（ヲ十五号を除く。）に規定する事項以外



のもの、都道府県知事に委任する。

一 事業計画の変更(専用自動車道に関する事項を除く。)の認可又は事業計画の変更に係る届出の受理

二 事業区域外の運送の許可

三 事業用自動車の貸渡の許可

四 事業の休止の許可

五 他種家用自動車の使用に関する取次の委任)

又七条、自家用自動車の共同使用の許可に関する法の規定による運輸大臣の取扱は、陸運支局長に委任する。

二 法又七条に規定する運輸大臣の取扱で前項に規定する事項以外のものは、都道府県知事に委任する。

附則第十項」と、第八条第二項中「別紙第七号様式」とあるのは「(別紙第七号の二様式)と替えるものとする。項中「都道府県の長」を「都道府県の長、通知書に改め、同条第二項中「意見書」に改め、同条第三項中「当該登録申請書および意見書」を「その登録申請書が税理士者である」と認めるときはその旨の意見を付けて、当該登録申請書および同署長の意見

(返納に係る税理士証票の処理) 第二十四条の二 税務署長は、第二十条第二項又は第二十四条第一項の規定により税理士証票の返納を受けた場合又は第二十二條の規定により税理士証票の返納を求めた場合においてその返納を受けたときは、国税庁長官印をまつ消し、当該税理士証票を所轄国税局長を経由して、国税庁長官に返納するものとする。

### 五 道路運送法施行規則(昭和二十六年運令第七十五号)抄

#### 第二章 自動車運送事業

##### (事業計画)

第六条 法第五条第一項第三号の一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

二 事業用自動車の総数、種別、車名、年式

三 専用自動車道を開設するものにあつては、左に掲げる事項

イ 車線数、計画速度、計画重量及び路面の種類(区間トより異るときは、区間ごとに明示すること。)

ロ 他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び交差方式

四 一年を通じ継続して運輸とするものでないときは、運輸をする期間

五 事業用自動車の常用車又は予備車の別



六 各運行系統に配置する事業用自動車の種別ごとの数（その所屬する営業所を明らかにすること。）

七 停留所の名称及び位置並びに停留所間の行程

八 運行系統

九 運行系統ごとの運行時刻（運行回数及び人線なものにあつては、運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに運行所要時間をもつて替へることができ。）

2 法オ五条オ一項オ三号の一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、前項オ一号からオ四号までに掲げる事項の外、各営業所に配置する事業用自動車の数を記載するものとする。

3 法オ五条オ一項オ三号の特定旅客自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一からオ四号までに掲げる事項を記載するものとする。

4 法オ五条オ一項オ三号の一般路線客初自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一からオ四号まで、オ六号及びオ八号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

この場合において営業所については、直営であるかどうかを明らかにするものとする。

20

一 事業用自動車の最大積載量

二 荷扱所の名称及び位置

三 運行系統ごとの運行日及び運行回数

四 各営業所において貨物の集積及び配達に使用する事業用自動車の種別ごとの数

五 通運事業は（昭和二十四年法律百四十一号）オ十五条の規定により取扱状の指定を要し、かつ若者にあつては、主として鉄道（軌道及び日本国有鉄道の経営する航路を含む。）により運送される貨物の集積配達に使用すべき自動車の数

5 法オ五条オ一項オ三号の一般区域貨物自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一からオ四号まで及び前項オ一号に掲げる事項の外、各営業所に配置する事業用自動車の数を記載するものとする。この場合において営業所については、直営であるかどうかを明らかにするものとする。

6 法オ五条オ一項オ三号の一般小型貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一からオ四号まで及びオ四項オ一号に掲げる事項を記載するものとする。

計画には、オ一項オ一からオ四号まで及びオ四項オ一号に掲げる事項を記載するものとする。



(事業計画の変更の届出等)

第十四条 法第十八条第一項但書の軽微な事項は、路線を定める自動車運送事業の事業用自動車  
車の大ささ又は重量の増加を伴う事項を除き、左の通りとする。

一 主たる事務所、営業所、停留所又は荷扱所の名称

二 営業所につき直営であるかどうかの別

三 事業用自動車の車名、年式、最大積載量又は常用車若しくは予備車の別

前条の規定は、法第十八条第三項の規定による事業計画の変更の届出について準用する。

3 自動車運送事業の免許又は事業用自動車の發渡、事業の營運の受委託、事業の休止若しくは  
は廃止の許可又は運輸に関する協定、事業の譲渡及び譲受、合併若しくは相流による事業継  
続の認可を申請しようとする者は、その小口の免許、許可又は認可に伴って事業計画を変更し  
ようとするときは、その小口の申請書に変更しようとする事項を記載した書類並にその新  
旧を対照した書類及び四角を添付することにより、その変更の認可又は届出に附する書類を  
省略することができらる。

### 六 道路交通事業担当法 (昭和二十七年法律第二百四号) 抄

(職権の委任)

第二十條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、陸運局長  
長に委任することができらる。

### 七 道路交通事業担当法施行令 (昭和二十七年政令第二百六十五号) 抄

第二條 法第十八条第一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般乗用旅客自動車運送事  
業、一般区域貨物自動車運送事業(監査の運送に限定するものに限る)、一般小型貨物自動  
車運送事業、免許の期間を限定する自動車運送事業及び通運事業法施行令(昭和二十五年政  
令第十七号)第一條の規定により陸運局長が行う免許に係る事業に関するものは、陸運局長  
に委任する。

### 八 国家行政組織法 (昭和三十三年法律第一百三十号) 抄



オ七条オ三項 (内部部局及び村閩)

前二項の官務、局及び部の設置並びに所掌事務の範圍は、法律でこれを定め、課(を、その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。)の設置及び所掌事務の範圍は、その法律の範圍内で、政令でこれを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ。

### 九 運輸省設置法 (昭和二十四年法律オ百五十七号) 抄

(調査等)

オ十七条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 關係人又は参考人に対し、出頭を求めその意見又は報告を徴すること。
- 二 前項オ三号の規定により出頭を求められた關係人又は参考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

### 十 運輸省組織令 (昭和二十七年政令オ三百九十一号) 抄

(財務課)

オ五十六条 財務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌に係る事業に関する財務及び税制に関すること。
- 二 自動車運送事業の補償に関すること。
- 三 自動車局の所掌に係る事業の会計の監査に関すること。
- 四 自動車局の所掌に係る事業の運賃及び料金、設定に関する調査及び研究に関すること。
- 五 道路交通事業抵当に関すること。
- 六 自動車局の所掌に係る事業の労務に関すること。
- 七 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等、振興及び経営の指導に関すること。
- 八 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等に関すること。
- 九 自動車局の所掌に係る事業、財務に関する調査及び統計に関すること。

オ五十七条 (旅客課) 旅客課においては、左の事務をつかさどる。



十四 道路運送審議会に關すること。

(登録費材料)  
オ六十一条 登録費材料に於ては、左の事柄を一つかざらざる。

八 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チェーン等の供給の調査並びに電力の供給に關すること。

九 道路運送車両、自動車用代燃装置及び自動車用助燃装置並びにこれらの用に供する物等(自動車及び原動機付自転車の製造に關するものを除く。)の供給の調査に關すること。

十一 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求めりし関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に決する。

政令(昭和二十六年政令オ二百五十三号)抄

オ一 運輸省設置法オ七条オ二項の規定により運輸審議会に、又は道路運送法オ百二十七条オ二項の規定により道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人が請求することのできる旅費及び手当の額については、この政令の定めるところによる。

十二 地方自治法(昭和二十二年法律オ六十七号)抄

附則(昭ニ五・五・四法一四三)

3 都道府県知事は、昭和二十四年五月三十一日現在において道路運送監理事務所の所掌に應ずる事務がこの法律施行の際現にその権限に属するものを分掌させたため、改正後の地方自治法オ百五十八条オ一項からオ三項まで及びオ五項の規定にかかわらず、当分の間、條例が事務所を置くものとする。